

静岡県大井川広域水道企業団料金審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 大井川広域水道用水供給事業の将来の構成団体の料金負担の在り方（3部料金制における各料金費用配分等）に関し、必要な事項を検討するため、静岡県大井川広域水道企業団料金審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、静岡県大井川広域水道企業団企業長（以下、「企業長」という。）の諮問を受け、料金負担の在り方に関する必要な事項について検討し、その結果を企業長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び水道事業に関する有識者等から企業長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、副委員長としてその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、主宰する。

2 審議会は、委員の過半数が出席（ウェブ会議システムを利用した出席を含む。）しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会には、静岡県大井川広域水道企業団構成団体の水道関係部課長等及び委員長が指名する者がオブザーバーとして出席することができる。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、静岡県大井川広域水道企業団において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。